宮崎大学教育学部後援会規約

（名　称）

第１条　本会は、宮崎大学教育学部後援会と称し、事務所を宮崎大学教育学部内に置く。

（目　的）

第２条　本会は、宮崎大学教育学部及び宮崎大学大学院教育学研究科（以下「学部等」という。）における各種事業を援助するとともに、教育振興及び学部等学生の福利厚生を図ることを目的とする。

（事　業）

第３条　本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

(1) 学部等教育事業の後援
(2) 学部等学生の就職に関する後援
(3) 学部等学生の福利厚生
(4) 学部等と家庭との連絡
(5) その他必要と認める事項

（組　織）

第４条　本会は、次の会員をもって組織する。

(1) 正 会 員　学生の保護者
(2) 特別会員　学部に在職する教職員
(3) 賛助会員　本会の趣旨に賛同する者

（役　員）

第５条　本会に、次の役員を置く。

(1) 会　長　１名
(2) 副会長　２名
(3) 理　事　若干名（内３名は常任理事とする。）
(4) 監　査　２名
(5) 幹　事　若干名
(6) 顧　問　２名

（役員の任務）

第６条　役員の任務は、次のとおりとする。

(1) 会長は、会務を総理する。
(2) 副会長は、会長を補佐し，会長事故あるときはこれを代行する。
(3) 理事は、会長・副会長と共に理事会を組織する。
(4) 常任理事は、臨時的，緊急的会務を執行する。
(5) 監査は、会計監査に当たる。
(6) 幹事は、庶務・会計の事務に当たる。
(7) 顧問は、会長の諮問に応ずる。

（役員の選出）

第７条　役員の選出は，次のとおりとする。

(1) 会長・副会長並びに監査は、総会において、正会員の中から選出する。

(2) 理事は、正会員及び特別会員の中から会長がこれを委嘱する。

(3) 常任理事は、理事の中から会長がこれを委嘱する。

(4) 幹事は、会長が委嘱する。

(5) 顧問は、教育学部長及び教育学研究科長の職にある者を、会長が委嘱する。

（役員の任期）

第８条　役員の任期は、第５条第６号の役員を除き、１年とし，再任を妨げない。ただし、欠員による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（定例会及び臨時会）

第９条　本会は、毎年度始めに総会を開くものとする。ただし、必要に応じ理事会の決議により臨時に総会を開くことができる。

（議　決）

第１０条　総会の議決は、出席会員の過半数で決する。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

（理事会）

第１１条　理事会は、次の事項を審議決定する。

(1) 定例会及び臨時会に付議する事項の原案作成に関すること。

(2) 会務の執行に関すること。

(3) その他理事会において必要と認める事項

（経　費）

第１２条　本会の必要経費は、会費及び寄付金をもってこれに充てる。会費は、正会員１人につき年額５，０００円とし、入学時に、学部学生は　４年分を、大学院学生は年額に在学予定年数を乗じた金額を納入するものとする。

（会計年度）

第１３条　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終るものとする。

（雑　則）

第１４条　本会の規約を改正しようとする時は、総会の議決によるものとする。

附　則

１　この規約は、平成３年４月１１日から施行する。

附　則

１　この規約は、平成６年４月１１日から施行する。

附　則

１　この規約は、平成１１年４月１１日から施行する。

附　則

１　この規約は、平成２７年４月３日から施行する。

附　則

１　この規約は、平成２８年４月４日から施行する。